

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
2	対象税目	(法人住民税:義)(地方税9) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《制度概要》</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>《要望内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションにつながる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>そのため、第4次産業革命を強力に推進するため、第4次産業革命型の高付加価値サービスの開発を新たに支援対象に追加する(定義の見直し)。</p> <p>また、ビジネスモデルが大きく変貌し、経営の不確実性が高まる中、研究開発投資をしっかりと後押しし、対GDP比4%等の目標の着実な実現を図るため、研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入するとともに、中小企業向け支援を強化する等の充実を図る。</p> <p>一試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加)</p> <p>一総額型について、試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業等については、12%、25%の2段階))</p> <p>一高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))</p> <p>一特別試験研究費税額控除制度(以下、オープンイノベーション型という。)の運用改善</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法第23条第1項第4号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項4号</p>
4	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)

		<p>平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乘せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乘せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)又は売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに ②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乘せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置) 平成26年度 上乘せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み(最大30%まで)に改組。 平成27年度 総額型とオープンイノベーション型を合わせ、控除上限を30%(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度5%)にするとともに、両制度を恒久措置に改組。 オープンイノベーション型について、①控除率を12%から20%又は30%へ引上げるとともに、②対象費用(中小企業者等からの知財権の使用料)を拡大。 繰越控除制度の廃止。</p>
7	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) ○ 増加型の廃止に伴い、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し(6%、8%、10%、25%)(中小企業者等については、12%、25%) ○ オープンイノベーション型の運用改善(以上、恒久措置) ○ 高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成26年度:19.0兆円)の約7割(同:13.6兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比で3%以上とする。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5) 未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略2016)[平成28年6月2日閣議決定]</p> <p>Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ</p> <p>研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p> <p>また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>ii) 組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進</p> <p>2025年度までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを目指す。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定]</p> <p>第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>(1) オープンイノベーションを推進する仕組みの強化</p> <p>研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本的方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定]</p> <p>第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2 成長戦略の加速等</p> <p>(1) 生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>③ 研究開発投資の促進</p> <p>～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標7 イノベーション創出に向けたシステム改革</p> <p>施策目標7-3 科学技術イノベーションの創出機能と社会との関係の強化</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p>

		<p>(5) 未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略 2016)[平成 28 年 6 月 2 日閣議決定]</p> <p>Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ</p> <p>研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p> <p>また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>ii) 組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進</p> <p>2025 年度までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額を OECD 諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを旨とする。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略 2016[平成 28 年 5 月 24 日閣議決定]</p> <p>第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>(1) オープンイノベーションを創出する仕組みの強化</p> <p>研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2016(骨太の方針)[平成 28 年 6 月 2 日閣議決定]</p> <p>第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2 成長戦略の加速等</p> <p>(1) 生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>③ 研究開発投資の促進</p> <p>～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020 年(平成 32 年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比 4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を 2020 年度までに対GDP比 3%以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et a(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。また、平成 28 年度経済産業省(中小企業庁)アンケート調査では約 65%の企業</p>

			が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
9	有効性等	①: 適用数等	<p>国税及び地方税における中小企業者等利用実績</p> <p>平成 24 年度 5,528 法人 平成 25 年度 6,067 法人 平成 26 年度 6,221 法人 平成 27 年度 6,994 法人(見込み) 平成 28 年度 6,994 法人(見込み) 平成 29 年度 6,994 法人(見込み) 平成 30 年度 6,994 法人(見込み) 平成 31 年度 6,994 法人(見込み)</p> <p>※平成 24～26 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成 27 年度は、「平成 28 年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した又は活用する見込みと回答した企業数を抽出し、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出した法人数における(以下(参考)に記載の法人数)、総額型及び中小企業技術基盤強化税制の中小企業者等における適用法人数を合計した数値としている。</p> <p>※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 27 年度推計値と同数とした。</p> <p>(参考)</p> <p>○国税利用実績(うち、税法上の中小企業者等分(資本金 1 億円以下)) ○適用事業者(法人)数</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成 24 年度 3,297 法人(842 法人) 平成 25 年度 3,733 法人(886 法人) 平成 26 年度 3,707 法人(853 法人) 平成 27 年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) 平成 28 年度 4,144 法人(954 法人)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成 24 年度 4,706 法人(4,686 法人) 平成 25 年度 5,197 法人(5,181 法人) 平成 26 年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成 27 年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) 平成 28 年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成 24 年度 131 法人(81 法人) 平成 25 年度 125 法人(76 法人) 平成 26 年度 130 法人(80 法人) 平成 27 年度 131 法人(81 法人)(見込み) 平成 28 年度 131 法人(81 法人)(見込み)</p> <p>※平成 27 年度の中小企業者等適用法人数については、平成 26 年度の適用法人数全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の適用法人数全体に乗じて推計している。</p>

平成 28 年度については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 27 年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数を見ると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 26 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	3,707	853
製造業	2,623	524
化学工業	509	78
機械製造業	328	64
電気機械	320	71
食料品	245	57
輸送用機械	242	27
金属製品	169	40
その他製造業	810	187
サービス業	368	124
卸売業	329	110
建設業	202	54
その他	185	41

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	5,380	5,368
製造業	3,415	3,412
化学工業	458	458
機械製造業	450	450
電気機械	419	419
食料品	345	343
輸送用機械	139	139
金属製品	398	398
その他製造業	1,206	1,205
サービス業	680	680
卸売業	827	826
建設業	186	186
その他	272	264

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	130	80
製造業	73	37
化学工業	22	6
機械製造業	6	3
電気機械	13	7
食料品	2	2
輸送用機械	3	1
金属製品	5	4
その他製造業	22	14
サービス業	40	31
卸売業	9	6
建設業	2	1
その他	6	5

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

②: 減収額

【地方税における減収額】

○総額型における減収額

平成 24 年度 7.2 億円
 平成 25 年度 8.5 億円
 平成 26 年度 8.8 億円
 平成 27 年度 7.2 億円(見込み)
 平成 28 年度 7.2 億円(見込み)
 平成 29 年度 8.6 億円(見込み)
 平成 30 年度 9.0 億円(見込み)
 平成 31 年度 9.4 億円(見込み)

○中小企業強化基盤税制における減収額実績

平成 24 年度 36 億円
 平成 25 年度 41 億円
 平成 26 年度 47 億円
 平成 27 年度 41 億円(見込み)
 平成 28 年度 41 億円(見込み)
 平成 29 年度 43 億円(見込み)
 平成 30 年度 45 億円(見込み)
 平成 31 年度 47 億円(見込み)

○高水準型における減収額

平成 24 年度 0.1 億円
 平成 25 年度 0.2 億円
 平成 26 年度 0.2 億円
 平成 27 年度 0.2 億円(見込み)
 平成 28 年度 0.2 億円(見込み)
 平成 29 年度 0.2 億円(見込み)
 平成 30 年度 0.2 億円(見込み)

平成 31 年度 0.2 億円(見込み)

(減収額の算出方法)

○平成 24 年度から平成 26 年度

「租税特別措置の適用実態調査」より総額型の利用実績及び中小企業技術基盤強化税制、高水準型を利用した資本金 1 億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者等による国税部分の減収額を算出したものに、法人住民税法人税割の税率 17.3%を乗じて地方税に係る減収額を試算した。

○平成 27 年度から平成 31 年度

平成 28 年度経済産業省アンケート、中小企業庁アンケートより試算した以下(参考)の減収額に対し、法人住民税法人税割の税率 12.9%を乗じて地方税に係る減収額を試算した。

(参考)国税における減収額(中小企業者等)

<総額型>

平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)
平成 25 年度 4,796 億円(49 億円)
平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)
平成 27 年度 5,702 億円(56 億円)(見込み)
平成 28 年度 5,702 億円(56 億円)(見込み)
平成 29 年度 6,784 億円(67 億円)(見込み)
平成 30 年度 7,109 億円(70 億円)(見込み)
平成 31 年度 7,451 億円(73 億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成 24 年度 212 億円(209 億円)
平成 25 年度 241 億円(240 億円)
平成 26 年度 274 億円(273 億円)
平成 27 年度 316 億円(286 億円)(見込み)
平成 28 年度 316 億円(286 億円)(見込み)
平成 29 年度 332 億円(330 億円)(見込み)
平成 30 年度 348 億円(346 億円)(見込み)
平成 31 年度 364 億円(363 億円)(見込み)

<高水準型>

平成 24 年度 93 億円(0.5 億円)
平成 25 年度 110 億円(1.4 億円)
平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)
平成 27 年度 91 億円(1.7 億円)(見込み)
平成 28 年度 91 億円(1.7 億円)(見込み)
平成 29 年度 99 億円(1.8 億円)(見込み)
平成 30 年度 99 億円(1.8 億円)(見込み)
平成 31 年度 99 億円(1.8 億円)(見込み)

※平成 24 年度から平成 26 年度の実績額は財務省「租税特別措置の適用実態調査」より算出。

※平成 28 年度については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 27 年度推計値と同数とした。

※総額型及び中小企業技術基盤強化税制の減収額における将来推計については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年

4.8%増加させる必要があることから、平成29年度については、平成29年度税制改正要望内容に伴う減収額の104.8%に相当する額を平成29年度推計値に、平成29年度推計値の104.8%に相当する額を平成30年度推計値に、また平成31年度推計値の104.8%に相当する額を平成31年度推計値とした。高水準型の減収額将来推計については、平成29年度は、平成29年度税制改正要望内容に伴う減収額とし、平成30年度、平成31年度については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成29年度推計値と同数とした。

(平成28年度経済産業省アンケート調査結果による試算)

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が19.7%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が1.8%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が11.3%と非常に高く、対売上高研究開発費の割合が高いためと考えられる。

○平成26年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	528,147	5,436
製造業	463,307	3,197
化学工業	88,986	1,104
機械製造業	50,276	196
電気機械	50,873	337
食料品	8,465	226
輸送用機械	179,720	161
金属製品	3,915	141
その他製造業	81,072	1,032
サービス業	7,779	1,289
卸売業	8,724	523
建設業	4,051	58
その他	44,286	369

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成26年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	27,387	27,264
製造業	20,068	20,061
化学工業	5,532	5,532
機械製造業	1,935	1,935
電気機械	2,840	2,840

食料品	1,564	1,557
輸送用機械	701	701
金属製品	1,291	1,291
その他製造業	6,205	6,205
サービス業	1,238	1,238
卸売業	2,965	2,964
建設業	393	393
その他	2,723	2,608

(出典: H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用金額 (単位: 百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	5,531	104
製造業	5,102	77
化学工業	3,375	3
機械製造業	4	3
電気機械	105	5
食料品	1	1
輸送用機械	459	0
金属製品	2	1
その他製造業	1,156	64
サービス業	417	16
卸売業	10	9
建設業	0	0
その他	2	2

(出典: H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成 27 年度調査結果(平成 26 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.6 兆円)の業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(20.9%)」、「情報通信機械器具製造業(12.0%)」、「医療品製造業(11.0%)」、「電気機械器具製造業(8.2%)」、「化学工業(5.5%)」となっているほか、「その他製造業(21.0%)」、「非製造業(13.5%)」となっている。

③: 効果・税収減是認効果

《効果》

○達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況

低下していた我が国の研究開発費の対GDP比率は回復基調にあり、2014年はピーク時である2008年を上回る研究開発費の対GDP比率となっている。

しかし、その伸び率は低調な水準にとどまっており、いまだ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上」及び「民間研究開発投資を対GDP比の3%以上」という目標を達成できていない。

対 GDP 研究開発投資比率の推移

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
研究開発投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%
民間研究開発投資額	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%

(出典:科学技術研究調査(総務省))

そのため、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることにより、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間研究開発投資費の対 GDP 比 3%以上」を達成することができるものと考えられる。

○租税特別措置等による直接的な効果

リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成 29 年度～平成 38 年度までの 10 年間に及ぼす効果として、①GDP 押し上げ効果:6,845 億円、②雇用創出効果:約 83 万人、③税収効果:約 1,298 億円の効果が見込まれる。(詳細は後述)

《税収減を是認するような効果の有無》

第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間兼研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 28 年度経済産業省アンケート調査でも、約 71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)及び「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成 26 年度における民間研究開発投資押し上げ額は 12,306 億円(5,281.47 億円 × 2.33 倍 = 12,305.83 億円)。

また、平成 26 年度の民間研究開発投資額 135,864 億円(実績)に対しては、約 9.1%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の 4 段階(中小企業者等について 12%、25%の 2 段階))

現行の総額型は、民間研究開発投資を維持させる方策として有効であるが、試験研究費の増減に応じた控除率を設定することで、民間研究開発投資をより安定的に維持・拡大させることが期待でき、第 5 期科学技術基本計画に明示された 2020 年までの間における官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。

○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加)

試験研究費の定義を見直す(サービス開発の追加)ことにより、ビックデータ等を活用した高付加価値サービスの開発など、真にイノベーションの創出に資

			<p>する研究開発への積極的な投資が期待できる。</p> <p>○高水準型の適用期限の延長(3年間) 現行の高水準型は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型の運用改善 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが国際競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。オープンイノベーション型は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、企業活動の実態に合わない手続等の運用面における改善を行うことにより、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>○経済波及効果等 今回の要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおり高い効果があると考えられる。</p> <p>(総額型、オープンイノベーション型、高水準型) ・平成29年度減収見込額 6,609億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減税(6,609億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:6,536億円、②雇用創出効果:約79万人、③税収効果:約1,240億円</p> <p>(中小企業技術基盤強化税制の税率引上げ等) ・平成29年度減収見込額 315億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減税(315億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:309億円、②雇用創出効果:約4万人、③税収効果:約59億円</p> <p>さらに、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略2016に記載のある他の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組み企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業等が実施する研究開発投資は、国全体の研究開発投資に占める割合が高い(75.5%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業等が実施する研究開発投資のほとんどを企業等自身が負担している(98.1%)。</p> <p>③企業等の研究開発投資への政府による直接支援は少ない(1.06%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業がけん引しており、かつ、企業が</p>

自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。











特に予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなることから、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。

また、研究開発投資にはスピルオーバー効果(負の外部経済性)があり、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の維持・拡充が重要である。

特に、第5期科学技術基本計画に掲げられた「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という目標を達成するためには、2020年までに研究開発投資を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資の維持・拡大効果の高い総額型の措置を中心に本制度を拡充・延長をすることが必要かつ効果的である。

なお、研究開発に対する税制優遇措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。

主要国の研究開発税制の動向

日本 		総額型；恒久 上乗せ型；時限 租税特別措置法	2014 増加型の控除率について、増加率に応じて大きくなる(最大30%)制度に改組(改正前は、一律5%) 2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ(20%→25%)、O1型の控除率の大幅な拡充(12%→20%または30%)ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2018fy)
米国 		恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化(2016年より措置)	法人実効税率 39.00%※
英国 		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ(50%→75%；08fy→100%；11fy→125%；12fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%
仏国 		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%
韓国 		恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同率)	法人実効税率 24.20%

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆してい

			<p>る。また、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2016 に記載のある他の施策（オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 9 月